

尙ほ村内の衛生施設を述ぶるに先立ちて、村内の出生死亡率に就きて之を見るに、最近に於ける統計上の數字左の如し。

年 次	現住人口	出生數	人口千人に對する出生率	死亡數	人口千人に對する死亡率
大正九年	七、〇八一	二六二	三八、四三	三〇一	四二、五一
同 十年	六、八六七	三一一	四五、四九	二四七	三五、九〇
同 十一年	七、〇五一	二八一	三九、八五	二七七	三九、二九
同 十二年	七、七八九	二九〇	三七、〇二	二二四	二八、七一
同 十三年	七、七〇四	二九二	三七、八二	二五一	三二、五九

今之を五ヶ年間平均に依つて見るに、出生率は千人に對して三十九人七分餘、死亡率は同じく三十五人八分に相當せり。而して之を郡内の他町村に比較せんか、出生率は三四の高位に居れども、又死亡率も郡内四五の高位を占むるは遺憾なりとなさざるべからず。

上 水 道

衛生上の諸問題中飲料水の良否は最も根本的問題にして、之が良否は直ちに村民の保健上最も重大なる關係を有す

るものなり。而して本村は既に述べたるが如く海岸に近き沖積土の上に開けたる村なるが上に、附近に流るゝ河川は其の上流に多數の村落は勿論、都會等の散在するものあり、其の村落並に都會より排出せる汚物、塵芥等の流入せるもの多ければ、流水は頗ぶる不潔なるのみならず、近時は其の沿道に工場等の設けらるゝもの多く、ために著しく混濁して、全たく使用に堪えざるの有様なり。更に村は泥砂の沈澱に依つて生じたる土地なれば、地質は有機物多くために井を擇つても其の水質は極めて不良なるを免れず、されば村民は昔時より常に飲料水には多大の困難を感じつゝありしが、村が尙ほ純農村なりし時代にありては、戸口も左程稠密ならず、従つて傳染病等の懼れも比較的少なかりしかば、多少の不便は之を忍びたりとなさ人も、漸次大阪市の膨脹に伴ひ、工場等の設けらるゝもあり、移住者の數増加するに従ひ、益々飲料水の困難を感じるに至れり。而のみならず昔時は十三間川の如きも、流水比較的清例なりしかば、村民も多く之を飲料水に用ひしも、近年は殆んど混濁してあたかも下水溝の如き有様を呈するに及び益々村民は良水の必要を痛感する事となり、且つは村内の工場も亦水の必要を感じるもの多く、茲に上水道の必要は本村にして最も緊急歟く可からざるものとなるに至れり。

されば本村は夙に上水道の必要を認め、之が施設をなさんとするの希望を有したりしも、元來本村は極めて小村なるが上に位置地勢等の關係上、到庭單獨を以て上水道の施設をなす能はざりしが、遇々大正三年大阪市が上水道の擴張工事なりしを以て、若し隣接町村より給水を希望する場合には給水する事を得るものとの規定を設くるに及び、本村

は逸早く同市に給水を申込み、遂に同年五月大阪市と給水契約を締結し、茲に上水道の敷設をなす事に決せり。然るに當時市の上水道を市外に給水するが如き前例なかりしかば、當時本村より上水道敷設の認可を申請せしも、府は直ちに之が認可を與ふる事能はず、一時躊躇する所あり、ために荏苒日子を經過せり。されば當時の村長吉川吉郎兵衛は大阪府は勿論、内務省に出頭して日夜奔走の結果漸やく之が認可を得て、直ちに工事に着手する事となり、工費一萬二千四十四圓を投じて、大阪市南區西濱町より分岐して、六吋管及び四吋管の二管を以て村内に通じ、前者は十三間川右岸に沿ふて南下し、後者は木津川左岸に直通し、更に南折して木津川の堤防に沿ふて南下し、共に村内の中央部に北に給水することとせり。是れ實に我國全國町村中に於ける上水道敷設の嚆矢にして、其の後同四年、同六年同十年、同十一年の前後四回に亘りて、擴張工事を行ひ以て全村に給水するに至れり。而して之が工費合計二萬一千五百八十八圓に達せり。因に大正十三年末に於ける鐵管の延長は四千七百六十一間に達し、給水戸數千五百四十五戸の多きに及び、内専用栓八十九、共用栓百五十五にして一日の平均給水量五千九百九十五石に達せり。

斯くて村内上水道の施設完成せしかば、茲に從來の飲料水の困難は全たく之を免かるる事となり、村民は大なる幸福を得るに至れり。然れども本村が始めて上水道を敷設せし當時にありては、村は未だ全く一小村にして一ヶ年の歳計豫算僅かに一萬圓内外に過ぎざりしにもかゝらず、一萬數千圓の巨費を投じて上水道の敷設をなせるは、如何に困難なる事業なりしかを想像し得らるべく、且つは當時の村當局が如何に苦心せしかを察知し得べきなり。尙ほ同時

に其の反面に於ては本村が如何に飲料水の困難を感じつゝありしかを知るべきなり。

傳染病院

衛生上最も恐るべきは傳染病の流行にして、古往今來之が慘禍を被り、而かも酸鼻を極めしことを擧げて數ふべからず。今之を史書に見るも『死屍路傍に放棄せられ』又は『之を積んで山をなす』或ひは『其の斃死算なし』などあるが如き、敢て珍らしからず。以て如何に猖獗を極め慘禍を逞ふせしかを想像し得らるべし。今本村に就いて傳染病の流行を見るに村内に記録の存するものなければ、古き時代は素より後世の事に就いても詳かに之を知る能はざれども、明治十一年五月より同年十二月にかけて府下各地に亘りて、虎列刺病流行し、患者九千三百餘死亡者七千三百餘を算し、附近の町村にも盛んに流行せしを見れば、恐らく本村も其の厄を被れるなるべし、更に同十八年及び十九年には亦も虎列刺病猖獗を極め、十八年には西成郡内に患者數六百五十餘人を出たし、十九年には患者三千六百六十人死亡者二千六百三十人に達したりしと云へば、以て如何に此の地方に猖獗を極めしかを知るべし、殊に此の年には腸窒扶斯、天然痘等も亦大いに流行し、郡内の患者二千餘人、死亡者八百餘人に達したりと云ふ。されば此の年の西成郡内に於ける傳染病患者總數は實に五千八百餘にして、内死亡者三千八百八十餘に達し、當時の人口十三萬に對比せ

んか患者は千分の四十五に相當し、死亡者は千分の三十に相當せり。以て慘禍の程度を知るべきなり。故に斯の如き恐るべき傳染病の驅除豫防策は衛生施設中最も重要なものなり。

而して本村に於ける此の種の施設を見るに、今宮、玉出、粉濱の三ヶ町村と共に四ヶ町村組合を以て、本村宇小雛島に隔離病舎を設けて傳染病の傳播を防止することとせり。始め西成郡に於ては明治三十年大阪市が接續町村を編入せし後、郡内粉濱村外十九ヶ町村衛生組合なるものを設けられしが、郡は大阪市に依つて其の地形南北に二分せられ南部と北部とは土地の状況其の他全然相違するものありしかば、同三十二年衛生組合を南北に二分し、南部は勝間村外三ヶ村組合を組織することとせり。斯くて組合は勝間村宇岸山に平家建八十六坪の傳染病院を設立し、勝間村長之が管理の任に當る事となり、各村より組合會議員を選出し、且つ之が經費は各村より人口及家屋ヶ數の比例を以て分担して、其の經營をなしつゝありしが、漸次各村の人口増加するに伴ひ、収容患者の數も逐年増加し、且つ在來の病舎は其の設備甚だ不完全なるものなりしを以て、到底充分なりとす能はざるが上に、同所は附近に人家の新築せらるゝもの多く殊に交通頻繁なる紀州街道に隣接し、公衆衛生上より遺憾なる点多かりしかば、茲に大正八年之が移轉改築の議起り四ヶ村協議の結果、其の敷地を撰定する事となり、種々波瀾曲折を経たる後、漸やく現今の場所に決定し、經費六萬一千餘圓を投じて同九年二月工事に着手し、同年六月五日落成せり。因に現今病舎の敷地は千八百四十七坪にして病室數五十、其の他附屬室十餘室を有し。此の種の町村の施設としては殆んど理想に近き設備なりと謂ふ

を得べし。又従事員は院長一名、細菌助手一名、調劑師兼代診一名、書記一名、看護婦一名、其の他傭夫二名を置き大正十三年度に於ける同所の經費豫算額は二萬一千八十七圓にして、内本村の分担は一千二百三十四圓なり。尙ほ左に最近に於ける本村内の傳染病患者の發生狀態を示さん

	大正 九年	大正 十年	大正 十一年	大正 十二年	大正 十三年	
種 別	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
赤 痢	1	1		1	1	1
虎 列 刺	7	6	1	1	1	1
腸 窒 扶 斯	1	1	2	1	1	1
實 布 的 里 亞	4	1	2	1	1	1
發 疹 窒 扶 斯	1	1	1	1	1	1
痘 瘡	6	3	1	1	1	1
腦 脊 髓 膜 炎	1	1	1	1	1	1
バラチブス	1	1	1	1	1	72
ペスト	1	1	1	1	1	1

猩紅熱 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
計 二〇 二二 三 一 五 二 二 一 七四 一
尚ほ本村は隔離病舎を設くるの外、毎年數百圓を投じて傳染病豫防費に充て、以て傳染病の豫防に努むる所あり、されば近年は左程傳染病の流行を見たる事なく、大正十三年にバラチブス患者七十二名を出せしも、死亡者一名もなかりき。

汚物掃除及其他の施設

本村は大阪市に接續し、近年工場地として著しき人口の増殖を見るに至り、殊に村の北半は純然たる市街地をなすに至りしかば、近年村の中央部以北は汚物掃除法の準用區域に指定せられしを以て其の區域は勿論村内の塵芥汚物等は悉く村費を以て之を除去することとせり。されば年々之がために多額の經費を計上し、常備人夫をして搬出する事とし、大正十三年度に於ける經費は二千百六十圓にして、其の塵芥搬出量は三十三萬貫に達せり。

又本村内には別に衛生組合規程に基づきて津守村衛生組合なるもの設けられ、種々公衆衛生上に關して村の施設以外に於て貢獻する所あり。されば村は毎年五十圓の村費補助金を支出して組合の事業を助成する事とせり。

尚ほ此の他本村はトラホーム豫防費として毎年三百圓を計上し、小學兒童並に壯丁等のトラホーム患者の治療並に之が豫防に努むる所あり。以上述べたる所に依り略村内の衛生上の施設に就いては之を述べ終へたるも、尚ほ最後に附記すべきは下水道の問題なりとす。即ち上水道の施設が近代都市衛生の必須條件なるが如く、下水道の設備亦之が必要歟くべからざるものなり。然れども下水道の施設は左程痛切に感ぜざるがために、往々にして閑却せらるゝの傾向あるは遺憾なりとなさざるべからず。今本村に就いて之を見るに、本村は既に述べたるが如く土地低濕にして衛生上極めて不利なる状態にあり、而して之を改善せんを欲せば先づ下水道の設備を完成せざるべからざるは勿論なれども、現時本村の實狀より之を見んか、土地低濕に過ぎために到底完全なる下水道の設備をなすも、充分なる効果を擧げ得ざるのみならず、一面に於て村内は戸口今尚ほ左程稠密ならざれば、下水道施設の必要を痛感せざるがために、今日迄殆んど顧みられざるの状態にあり、而して現在に於ては何等苦痛を感ぜざるが如きも、更に將來に於ける村の一層の發展を望まんをせば、到底現状の儘之を放任する能はざるや必せり。然れどもこは尚ほ將來の施設として俟つの外なかるべし。

次に大正十二年來に於ける本村在住の醫師、齒科醫師、藥劑師及び産婆の數左の如し

醫師 一 産婆 二 齒科醫 一 藥劑師 一

第十二章 警 備

警 察

本村は今宮警察署の管内に屬し、村内二ヶ所に巡查駐在所の設けらるゝものあり、以て村内の警備の任に當れり。されば左に本村の警察沿革並に今宮警察署に就いて其の概要を記さん

明治九年十二月各警察出張所並に屯所の受持區域定めらるゝや、津守新田は難波村なる第九屯所の管轄區域に指定せられ、同十年第九屯所は西道頓堀署難波分署に改めらる。續いて同十六年には天王寺警察署木津分署の管轄となり更に同二十二年町村の施行せられ津守新田が川南村の一部となるや、更に會根崎警察署の三軒家分署の管轄區域となり、同三十年更に接近町村の大阪市に編入せられ、津守新田が始めて津守村として獨立するや今宮村と共に平野郷警察署住吉分署の所轄に移り、爾後同四十年に住吉分署は獨立して住吉警察署となり、大正八年今宮警察署の新設せらるゝや、更に同署の所轄となり以て今日に至れり。

今宮警察署は大正八年四月其の前年八月中旬に起れる米騒動に際して、大阪南部の諸町村が比較的警察力の不備な

りしたため、暴徒の乗ずる所となり被害最も甚だかりしに鑑みて、之が不備を補はんがために新設せられたるものにして、今や府下有數の大警察となるに至れり。されば署員の如きも警視一、警部二、警部補九、巡查部長一四、巡查一〇〇、合計百二十六名の多きに達し、又同署の取扱へる犯罪件數の如きも強盜九、窃盜五二〇、詐欺恐喝七五、其他二五〇、合計八百五十四件（大正十三年）の多きに及ぶ。

消 防 施 設

元來消防機關は府警察部の管理に屬し、且つ其の組織も夫々府令を以て規定せらるゝものなれども、本村内に於ける施設の概要を示さん。本村には津守消防組なるもの早くより設けられ、以て村内消防の任に當りしが、數年前までは戸口左程稠密ならざりしかば、消防器具の如きも頗ぶる不完全なるものなりしが、近時大工場を始め、家屋等の櫛比するに及び腕用唧筒二台を備へたるが上更に蒸氣唧筒を購入し、以て萬一の場合に備ふる事せり。而して大正十三年度に於ける本村の警備費は千八百六十二圓の多きに上れり。尙ほ村内の消防施設を表示せば左の如し

常 備				豫 備			
組頭	小頭	消防手	合計	組頭	小頭	消防手	合計
1	1	1	1	1	5	50	56
津守消防組				總計			

消防器具 1 自動車 1 蒸氣 1 腕用 2 旗 2 高張提灯 2 弓張提灯 4 梯子 2 鳶口 10 喇叭 2
 尚ほ本村は大正三年より上水道の敷設を見しかば、水道防火栓の村内各所に設けらるゝありて、前記消防器具共
 に大いに其の効果を収めつゝあるは勿論なり。

第十三章 神社及名勝舊蹟

津 守 神 社

津守神社は村内の中央部字堀の側にあり、祭神は天照皇大神にして相殿に豊受大神、綿津見大神、大歳大神、住吉
 大神を祀れり。又境内には稻荷神社、秋葉神社の二箇の境内末社を有し、境内の面積四百四坪にして本殿拜殿及び社
 務所等あり、其の由緒は詳かならざれども、創祀は本村の開発の當時なるべし、明治四十年六月大阪府告示第一八三
 號を以て神饌幣帛供進社に指定せられ、翌四十一年十月大阪府告示第四百九十三號を以て村社規定適用の指定あり以

て今日に至れり。氏地は本村一圓にして例祭十月二十一日、大祭は七月二十一日に行はる。尚ほ左に大正十二年度に
 於ける本社の歳計豫算額を示さん。尚ほ大正十四年地主白山氏は境内敷地全部を寄附せり

歳入合計二千三百三十九圓

内 譯

神饌幣帛料	三〇圓	賽 錢	三五圓	祈禱料	二四圓
神符其他の收入	一〇八	氏子納金	一〇四五	基本財産收入	二九九
雑收入	一五	繰越金	二八五	補助金	五〇〇

歳出合計二千三百三十九圓

内 譯

祭典費	四三二圓	俵 給	一三二〇圓	雑 給	七八圓
備品費	四八	消料品費	一四三	通信費	七
雑 費	一八九	公課及負担	五一	營繕費	五
基本財産蓄積金	二二五	豫備費	一五		

佛閣

本村は既に述べたるが如く新田にして、其の開發は極めて近世の事に屬し、且つ從來村民は悉く小作人のみなりしかば、土地を所有する者なく、従つて佛閣の創建せらるゝものなく、現在に於ても村内一箇の寺院存せず、唯字北島に説教所一ヶ所あるのみ。

名勝舊蹟

村内には舊蹟の存するものなし、こは本村が新田なるがために外ならず。然れども唯村内字東島なる白山氏の舊別邸の庭園は昔時より春日出の八州軒と共に大阪の二名庭と稱せられ、其の名廣く知られたり。

此の庭園は寶永の頃、新田の經營者袴屋彌助の時代に作られたるもの、如く、彌助の子彌右衛門の新田の經營を炭屋善右衛門に譲るや、同時に庭園も亦其の所有に移れるものにして、爾後白山氏の所有する所なり。今庭園の様を見るに東西約六十間、南北約十五間餘を有するの大庭園にして其の一部に白山氏の舊邸あり、園内には十三間川の水を

引入れて溪谷を作り、其の周圍には小丘起伏し、加ふるに奇岩怪石磊々落々として点在し、老樹疎密に幹枝を交へ、其の間蜿蜒蛇奔るが如き幾曲折せる道あり、頗ぶる閑雅幽邃にして春は新緑滴たり、秋は紅葉の綾をなし、鬱蒼たる樹上には四時禽鳥の囀るあり、人をしておのづから仙境に入るの感をいだかしむ。又庭中には珍奇なる石燈籠其の他の石器の點在するありて、中にも間餘の春日燈籠は彼の有名なる石屋彌陀六の作にかゝれるものなりと傳へらる、元其の燈籠の中座に十二支の浮彫ありし由なるも、今は風雨のために磨滅して見えずなりぬ。尙ほ園内には頗ぶる雅致に富める大なる自然石の手洗鉢あり、同じく彌陀六の作なりと傳へ、其の石質は御影石にして見る者をして一見直ちに珍奇なるを思はしむ。されば此の兩者は彌右衛門が新田の經營を譲渡せし時に深く惜しみたりしと云ふ、以て如何に珍奇なるかを知るべきなり、而して斯の如き名庭園も、近時は白山氏が此に別邸を置かざるために、充分なる手入れも届かず、加ふるに昔時清冽を以て誇りしなせし泉水の水も、十三間川の流水の湍濁と共に全たく昔日の面影なく、雜草等繁茂して其の雅致を失へるは惜しむべし。

第十四章 民情風俗

本村は屢々述べたるが如く、新田なるがために村内の土地は舉げて一二の個人の所有に屬し、村民は各自土地を所

有するものなし。殊に十數年前迄は全く白山氏一個人の所有地にして、村民は悉く小作人のみなりき。而かも舊幕時代にあつては地主と小作人の關係は、あたかも主従の如き關係に置かれ、地主は小作人に對し殆んど絶對の權利を有したるものなれば、當時は村内の政狀も他の一般の村落とは大いに其の趣を異にせるものあり。即ち他の附近の諸村は庄屋、年寄、百姓代等の村役の設けらるゝありて、代官の支配の下に自治を以て村政を運用したるが、本村即ち津守新田は地主が新田の住民を支配し、其の年貢を取り立つるのみならず、村内の行政事務は勿論、其の他諸般の取締をなし、小作人は之に絶對服従をせしものなり。されば昔時村民は地主の別邸を俗に大官屋敷と稱し、新田の支配人はあたかも代官の如き權力を有せりと云ふ。而して當時村民の氣風は極めて敦朴質實なるが上に、地主對小作人の關係は極めて親密にして、村内は一大家族の如き狀態にあり、頗る圓滿なりし事は本村の最も誇りこなす所なり。今左に當時の狀況を述べん。

津守新田は元祿年間に開拓せられたるものにして、爾來地主を換ゆること三たびにして、明和三年炭屋善右衛門の所有に歸してより、以來代々其の子孫之を繼承して今日に至れるが、其の良習の起りしは何時の頃なるか定かに判明せざれども、餘程古きもの、如く、最初地主は小作人に對して丹誠褒美と養老米の特例を設け、丹誠褒美は品行方正にして且つ農事に丹誠し、品質優良なる米を得たる者に對して、米若干を褒美として與ふるものにして、又養老米は七十歳以上（始めは八十歳以上なりしが後七十歳以上に改めらるゝ其の年代不詳）の老人に對して其の生存中養老慰安

のため毎年若干の米を贈與するものなりき。斯の如く地主の小作人に對して盡す事厚かりしかば、小作人の地主に對して致せる禮讓も亦頗る厚かりしは勿論の事なり。今其一例を示せば地主たる炭屋の新田内の別邸の門構なるに對し、小作人は家を作るに決して門を構へず。又屋根に瓦を葺かざりしと云ふ。又新田の住民は地主炭屋代々の襲名する善の字は決して其の名に用ひず、若し他より移住し來れるものにして、善の字の名ある者は直ちに之を改めて他の名に附換へしと云ふ、斯の如きは確かに小作人の地主に對する禮讓の厚かりしを示すものなるべし。是れ全たく此の地の美風なりとみなさざるべからず。村内の情宜の厚き事夫れ斯の如くなりしかば、村民は何れも土地を所有せざる小作人に過ぎざしにもかゝらず、他村の小作人の如く、轉々移動するが如き事なく、父祖傳來の小作人として永住する者頗る多かりき。

然るに近時々勢の進運と共に思想の變遷著しく、遂に今や昔日の如き美風は全たく失はれ、且つは近時村内工業の著しき勃興に伴ひ他よりの移住者益々増加し、次第に農村の面影は失はるゝに至りしかば、敦朴なる氣風は衰へ、年と共に漸次華美に流るゝの傾向を見るに至れり。然れども之全たく時代の推移に依るものなれば、是非もなき事なりとみなさざるべからず。